

**記者発表資料**

平成21年 3月19日

問合せ先：産業廃棄物指導課

担 当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

**産業廃棄物処理業者に対する行政処分について**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

**記**

**1 産業廃棄物処理業者の名称、住所等**

- (1) 住 所 埼玉県さいたま市西区大字峰岸2番地3
- (2) 名 称 有限会社ヒロ土木(代表取締役 伊藤 康三)
- (3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

**2 行政処分の内容**

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

**3 処分年月日**

平成21年3月18日

**4 処分理由**

有限会社ヒロ土木の役員は、道路交通法の規定に違反し、さいたま地方裁判所川越支部において平成20年10月31日に刑が確定した。

このことは、法第14条第5項第2号ニで定める同号イの規定による法第7条第5項第4号ロに該当する。